

議案第 97 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例
甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 35 号から第 38 号までを次のように改める。

<p>(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1 件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による申出があった場合は、甲府市建築基準法施行条例（昭和 54 年 12 月条例第 37 号）第 28 条の 2 第 1 項（昇降機に係る部分を除く。）及び第 2 項並びに第 28 条の 3 第 1 項の規定により納めることとなる手数料に相当する額（次号から第 38 号まで、第 40 号の 3、第 40 号の 4、第 41 号、第 42 号及び第 47 号において「確認申請に係る手数料相当額」という。）を加えた額）</p> <p>ア 申請に併せて確認書等（その住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認</p>
--	---

書をいう。)又は住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)をいう。次号から第38号まで、第40号の3及び第40号の4において同じ。)が提出された場合次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、次号、第40号の3、第40号の4及び第47号から第49号までにおいて同じ。) 16,000円

(8) 総戸数が5戸以内の共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号、次号、第40号の3、第40号の4及び第41号において同じ。) 25,000円

(9) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 39,000円

(10) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 62,000円

(11) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 96,000円

(12) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 143,000円

(13) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 239,000円

(14) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 303,000円

(15) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 344,000円

	<p>イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 49,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 108,000円</p> <p>(ロ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 170,000円</p> <p>(ハ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 333,000円</p> <p>(ニ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 592,000円</p> <p>(ホ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,014,000円</p> <p>(ヘ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,874,000円</p> <p>(セ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,679,000円</p> <p>(ゼ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 3,284,000円</p>
<p>(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）</p> <p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 25,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 38,000円</p> <p>(ロ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅</p>

等 58,000円

(イ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅
等 93,000円

(ロ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅
等 144,000円

(ハ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅
等 214,000円

(ニ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅
等 359,000円

(ホ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅
等 454,000円

(ヘ) 総戸数が300戸を超える共同住宅
等 516,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅 73,000円

(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅
等 163,000円

(ロ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅
等 256,000円

(ハ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅
等 499,000円

(ニ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅
等 888,000円

(ホ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅
等 1,522,000円

(ヘ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅
等 2,812,000円

(ト) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅
等 4,019,000円

	<p>㊦ 総戸数が300戸を超える共同住宅等 4,926,000円</p>
<p>(37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア イ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>㊦ 申請に併せて確認書等が提出された場合 第35号アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>㊧ ㊦以外の場合 第35号イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。次号及び第40号の3において「改正法」という。）附則第2条第3項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>㊦ 申請に併せて確認書等が提出された場合 第40号の3ア(㊦)から(㊧)までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>㊧ ㊦以外の場合 第40号の3イ(㊦)から(㊧)まで</p>

	に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
(38) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア イ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>㊦ 申請に併せて確認書等が提出された場合 第36号アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>㊧ ㊦以外の場合 第36号イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ 改正法附則第2条第3項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>㊦ 申請に併せて確認書等が提出された場合 第40号の4ア㊦から㊧までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>㊧ ㊦以外の場合 第40号の4イ㊦から㊧までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p>

別表第39号中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改める。

別表第40号の次に次のように加える。

<p>(40) の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 件につき 160,000 円</p>
<p>(40) の 3 改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第 1 条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この号から第 40 号の 6 までにおいて「改正前長期優良住宅法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（改正前長期優良住宅法第 9 条第 1 項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>1 件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（改正前長期優良住宅法第 8 条第 2 項において準用する改正前長期優良住宅法第 6 条第 2 項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額）に変更に係る戸数を乗じて得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 一戸建ての住宅 6,500 円 (ロ) 総戸数が 5 戸以内の共同住宅等 11,500 円 (ハ) 総戸数が 5 戸を超え 10 戸以内の共同住宅等 18,000 円 (ニ) 総戸数が 10 戸を超え 25 戸以内の共同住宅等 29,500 円 (ホ) 総戸数が 25 戸を超え 50 戸以内の共同住宅等 46,500 円 (ヘ) 総戸数が 50 戸を超え 100 戸以内の共同住宅等 70,000 円 (コ) 総戸数が 100 戸を超え 200 戸以内の共同住宅等 118,500 円

	<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 150,000円 (エ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 170,500円 <p>イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 一戸建ての住宅 23,000円 (ロ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 53,000円 (ハ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 84,000円 (ニ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 165,000円 (ホ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 294,500円 (ヘ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 506,000円 (セ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 936,000円 (ソ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 1,338,000円 (タ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 1,640,500円
<p>(40) の 4 改正前長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（改正前長期優良住宅法第9条第1項の</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（改正前長期優良住宅法第8条第2項において準用する改正前長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額）に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、こ</p>

規定に基づく変更を除く。)の認定の申請に対する審査

れを切り捨てた額)

ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ㉠ 一戸建ての住宅 10,000円
- ㉡ 総戸数が5戸以内の共同住宅等 17,000円
- ㉢ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 27,000円
- ㉣ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 44,500円
- ㉤ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 70,000円
- ㉥ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 105,000円
- ㉦ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 177,500円
- ㉧ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 225,000円
- ㉨ 総戸数が300戸を超える共同住宅等 256,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ㉠ 一戸建ての住宅 34,500円
- ㉡ 総戸数が5戸以内の共同住宅等 79,500円
- ㉢ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 126,000円
- ㉣ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 247,500円

	(㉔) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 442,000円 (㉕) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 759,000円 (㉖) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,404,000円 (㉗) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,007,500円 (㉘) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 2,461,000円
(40)の5 改正前長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（改正前長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく変更に限る。）の認定の申請に対する審査	1件につき 1,800円
(40)の6 改正前長期優良住宅法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 1,800円

別表第41号ア(㉔)中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

別表第47号ア(㉗)、第48号イ(㉗)a及び第49号ア(㉗)中「（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）」を削る。

附 則

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、審査手数料に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。